

箕面市告示第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月4日

箕面市長 上島一彦

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みのおキューズモール（EAST2）

大阪府箕面市西宿一丁目2078番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更年月日

令和6年4月1日

2 届出年月日

令和6年6月24日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和6年7月4日から令和6年11月4日まで

(市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで)

(2) 縦覧の場所

箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所

本館2階 地域創造部 広域商工課

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

4 意見書の提出先

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 広域商工課

TEL(072)724-6727